

# 苫小牧市共同墓のご案内



苫小牧市 環境衛生部 環境生活課（市役所 8階）  
〒053-8722  
苫小牧市旭町4丁目5番6号  
電話 0144-32-6333（直通）

「苦小牧市共同墓」は、多くの方々の焼骨を一つのお墓と一緒に埋蔵する新しい形のお墓で、苦小牧市が設置し、苦小牧市が管理を行いません。

## 1 納骨の方法

骨箱や骨壺からお骨(焼骨)を取り出し、直接、共同墓に納骨します。

※ 1度納骨するとお骨が混在するため、後からお骨を取り出すことはできません。

## 2 設置場所

高丘第二霊園内の管理事務所南側(苦小牧市字高丘70番地の5)です。

## 3 施設概要

・施設面積 72㎡(幅8m×奥行9m)

・納骨可能体数 5,000体

・付帯設備～献花台、名称石、ベンチ、外柵石

※名称石に彫られる文字は、書家の「河原啓雲」氏による書

## 4 注意事項

・宗教性を帯びない施設として設置しますので、市として宗教的な儀式は行いません。

・納骨および墓参時の宗教的な儀式は行えません。

・宗教観が異なる方々を埋蔵しますので、献花台のみの設置となります。

・墓誌は設置しませんので、故人のお名前を刻むことはできません。

・お骨以外の副葬品などは、埋蔵できません。

・供花や供物等は、必ずお持ち帰りください。(霊園内にゴミ箱はありません)

・お参りの際は、周囲にご配慮のうえ占有されませんようお願いいたします。

・冬期間は、園内の除雪を行いません。※積雪時の入園は、自己責任にて退園願います。

## 5 使用料・管理料

・お骨1体につき 11,000円 (内訳:使用料 7,000円、管理料 4,000円)

※ 申請時以外には使用料・管理料はかかりません。

※ すでに納入された使用料・管理料は、納骨を取りやめでも返還いたしません。

## 6 使用許可の要件

次のいずれかに該当する方

- ①申請者が苦小牧市に住所又は本籍を有する方で、その申請者が管理しているお骨を共同墓に納骨する場合
- ②申請者は苦小牧市に住所も本籍も有していないが、苦小牧市に住所又は本籍を有していた故人のお骨を共同墓に納骨する場合
- ③高丘霊園、高丘第二霊園、植苗墓地から共同墓に改葬する場合

## 7 申請の受付

- ・受付場所: 苫小牧市役所8階 環境衛生部環境生活課
- ・受付時間: 午前8時45分から午後5時15分まで  
※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

## 8 申請時の必要書類等

- ・申請者の住民票(本籍記載のもの)
- ・1度も納骨されていない親族のお骨を納骨する場合は、火葬許可証と申請者との続柄がわかる戸籍謄本又は除籍謄本
- ・市営の墓地(高丘霊園・高丘第二霊園・植苗墓地)から改葬する場合は、不要となるお墓の解体撤去に関する契約書
- ・市内の納骨堂から改葬する場合は、収蔵証明書
- ・市外のお墓から改葬する場合は、お墓を管理する市区町村の改葬許可証
- ・市外の納骨堂などから改葬する場合は、収蔵証明書 ⇒ (管轄市区町村の)改葬許可証  
※詳しくは、環境生活課までお問い合わせください。

## 9 ご親族がいる方へ

- ・人が亡くなった場合、多くの手続きを行う必要がありますが、通常その手続きは親族が行っています。

死亡届の提出、葬儀社の選定、葬儀、火葬の手続き  
病院、施設の清算、退院手続き  
健康保険、介護保険、年金などの抹消手続き  
住民税、固定資産税の納税手続き  
電気、ガス、水道、新聞などの解約、清算手続き  
遺品整理 等

『生前に自分の希望を親族に伝えておくことが最も重要です』

※ 生前予約は受け付けておりません。

## 10 ご親族がいない方へ

- ・「自分の死後、共同墓に埋蔵されることを希望する」旨を事前に意思表示として、『共同墓埋蔵希望届』を提出することができます。
- ・提出要件は、次の3点を満たす方になります。
  - ① 苫小牧市に住所又は本籍を有している方
  - ② 65歳以上の方又は特別な事情がある方
  - ③ 2親等以内の親族がいない方又は2親等以内の親族はいるが絶縁状態にある方
- ・必要な書類: 希望者の住民票(本籍記載のもの)、戸籍謄本等
- ・『共同墓埋蔵希望届』を提出された方が、届け出を取り下げの場合は『共同墓埋蔵希望届取下げ書』を提出していただきます。

## 11 納骨について

- ・納骨を行う期間は、毎年4月中旬から12月中旬まで(積雪の状況により変動します)
  - ・納骨を行う日は、週1回 土曜日です。
  - ・納骨は、申請者が行い、市の担当者が立ち会います。
  - ・納骨当日は、「共同墓使用許可証」を回収し「共同墓埋蔵済票」を交付します。
- ※ 納骨されたお骨は、返還できません。**

## 12 手続きの流れ

- ①申請(申請書と必要な書類を添付して提出してください。)
- ②使用料・管理料の納付(納付書を交付しますので金融機関で納入してください。)
- ③納骨日時の決定(使用料等の納付確認後、納骨日時を決めます。)
- ④許可証の交付(納骨日時が記載されます。)
- ⑤納骨(現地で申請者が市の担当者に許可証を提出し、納骨します。納骨後、埋蔵済票に押印します。)

## 13 共同墓案内図

